

# 大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子

## 補給金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大分県が定める新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資要綱（令和2年3月5日施行）及び新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金ベンチャー企業向け特別融資要綱（令和2年4月28日施行）の規定による新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金（以下「特別資金」という。）の融資を受ける中小企業者に対し、当該融資に係る利子補給をするために交付する大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金（以下「利子補給金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補給対象者)

第2条 利子補給金の交付の対象となる者（以下「補給対象者」という。）は、第6条の規定による申請の時点において、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者とする。

- (1) 特別資金の融資を受けていること。
- (2) 商業登記簿に登録された本店又は支店の所在地が市内であること（補給対象者が個人の場合にあっては、その住所及び事業所の所在地が市内であること。）。

(3) 大分県内の市町村長から、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項又は第6項の認定（同条第5項の認定にあつては、同項第4号又は第5号に該当することについての認定に限る。）を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、利子補給の対象としない。

(1) 国、県その他の機関から運転資金として融資を受けた特別資金（運転資金及び設備資金として融資を受けた場合は、運転資金として融資を受けた部分）に係る利子補給を受けている者又は受けることが決定している者

(2) 破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てをしている者

(3) 6月以内に手形、小切手等の不渡りを出した者

(4) 債務の私的整理が行われている者

(5) 取扱金融機関が大分県信用保証協会に対して代位弁済の請求をしている者又は大分県信用保証協会により代位弁済が行われた者

(6) 廃業する者

(7) 市税を滞納している者（新型コロナウイルス感染症の発生を原因とした徴収の猶予を認められている者を除く。）

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(9) その他市長が適当でないと認める者

(補給対象利子等)

第3条 利子補給金の交付の対象となる利子（以下「補給対象利子」という。）は、  
運転資金として融資を受けた特別資金の総額から生じる利子（運転資金及び設備  
資金として融資を受けた場合は運転資金として融資を受けた部分についてのもの  
として、運転資金として融資を受けた特別資金（運転資金及び設備資金として融  
資を受けた場合は、運転資金として融資を受けた部分）の総額が3,000万円  
を超える場合は3,000万円までの部分についてのものとして算出された利子  
に相当するもの）とする。

2 利子補給金の額は、毎年1月1日（令和2年にあつては、3月5日）から12  
月31日までの間（次条に規定する補給対象期間に限る。）に支払われた補給対象  
利子の額とする。

3 利子補給金は、予算の範囲内で交付する。

(補給対象期間)

第4条 利子補給金の交付の対象となる期間（以下「補給対象期間」という。）は、  
補給対象利子の支払を開始した日の属する月から起算して3年を経過する月まで  
とする。

2 前項の規定にかかわらず、補給対象期間において次の各号のいずれかに掲げる  
事由が生じた場合は、当該各号に定める日の属する月を補給対象期間の終期とす  
る。

(1) 第2条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなった場合 該当しなくなった

た日

- (2) 償還期限を繰り上げて償還を完了した場合 償還を完了した日
- (3) 償還を怠った場合 約定に従い償還をした最後の日
- (4) 廃業した場合 廃業した日

(金融機関への委任)

第5条 補給対象者は、第8条の規定による概算交付の通知の受領、第9条第1項の規定による変更の承認の申請、同条第2項の規定による変更の承認の通知の受領、第10条の規定による報告、第11条の規定による額の確定の通知の受領及び第12条の規定による請求をするときは、市長が別に指定する金融機関を代理人とした上で行うものとする。

(交付の申請)

第6条 利子補給金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、前条の規定により市長が指定する金融機関を通して市長に提出しなければならない。

- (1) 委任状（様式第2号）
- (2) 償還予定表の写し又はこれに代わるもの
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、利子補給金の交付を決定し、大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（概算による交付）

第8条 市長は、利子補給金の交付の目的を達成するため、補給対象期間が終了する前に利子補給金の全部又は一部を概算で交付することができる。この場合において、市長は、大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金概算交付通知書（様式第5号）により、利子補給金の交付の決定を受けた者（以下「補給事業者」という。）に通知するものとする。

（変更の申請等）

第9条 補給事業者は、第6条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その変更を承認し、大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金変更承認通知書（様式第7号）により、補給事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(完了報告)

第10条 補給事業者は、当該年の12月31日までの利子の支払が完了したときは、速やかに利子支払完了報告書（様式第8号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(利子補給金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該年の利子の支払に係る利子補給金の額を確定し、大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金額確定通知書（様式第9号）により、補給事業者に通知するものとする。

(請求)

第12条 補給事業者は、利子補給金の交付を請求しようとするときは、大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補給事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に利子補給金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 利子補給金を他の用途に使用したとき。
- (2) 利子補給金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。

(4) 偽り、その他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、同年3月5日からの特別資金の融資に係る利子の支払について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る  
 利子補給金交付申請書

大分市長

殿

申請者 住 所  
 氏 名

印

（ 法人その他の団体にあつては、その名称  
 及び所在地並びに代表者の氏名 ）

大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金の交付を受けたいので、大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。なお、利子補給金の交付の申請をするに当たって、市税の滞納がないことを確認するため市が市税納付状況を調査すること並びに利子補給金の交付に必要となる範囲内で、市が取扱金融機関及び大分県信用保証協会から特別資金の融資に関する情報を取得すること並びに取扱金融機関及び大分県信用保証協会に特別資金の融資に関する情報を提供することに同意します。

利子補給金 交付申請額		円
交付申請額 内 訳	令和 年分	円
	令和 年分	円
	令和 年分	円
	令和 年分	円
添付書類	(1) 委任状（様式第2号） (2) 償還予定表の写し又はこれに代わるもの (3) 誓約書（様式第3号） (4) その他市長が必要と認める書類	



## 委 任 状

当社（私）は、（金融機関名称）

---

を代理人と定め、大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金交付要綱第8条の規定による概算交付の通知の受領、第9条第1項の規定による変更の承認の申請、同条第2項の規定による変更の承認の通知の受領、第10条の規定による報告、第11条の規定による額の確定の通知の受領及び第12条の規定による請求に関する一切の行為の権限を当該代理人に委任します。

年 月 日

申請者

住所

氏名

⑩

〔 法人その他の団体にあつては、その名称  
及び所在地並びに代表者の氏名 〕

連絡先

## 誓約書

当社（私）は、下記の事項について誓約します。

また、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

なお、照会で確認された情報は、今後、当社（私）が、市と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
  - (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分市長 殿

[個人事業主にあつては住所]

事業所所在地 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

[個人事業主にあつては氏名]

(フリガナ)

代表者名 \_\_\_\_\_ ㊞

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 (男・女)

※市では、大分市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に誓約書の提出をお願いしています。

大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る  
利子補給金交付決定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金については、次のとおり交付することに決定しましたので、大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金交付要綱第7条の規定により通知します。

利子補給金 交付決定額		円
交付決定額 内 訳	令和 年分	円
	令和 年分	円
	令和 年分	円
	令和 年分	円
交付の条件		

第 号  
年 月 日

大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る  
利子補給金概算交付通知書

（補給事業者代理人）

殿

大分市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大分市中小企業者  
に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金については、次のとおり  
概算で交付するので、大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に  
係る利子補給金交付要綱第8条の規定により通知します。

概算交付額

別紙一覧のとおり

大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る  
利子補給金変更承認申請書

大分市長 殿

（補給事業者代理人）

所在地

金融機関名

代表者名

（店名 ）

委任者である補給事業者について、利子補給金の交付の申請に係る事項の変更の承認を受けた  
いので、大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金交付要綱第  
9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 委任者である補給事業者
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更後の交付申請額

利子補給金		円
内 訳	令和 年分	円
	令和 年分	円
	令和 年分	円
	令和 年分	円

- 5 添付書類

大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る  
利子補給金変更承認通知書

（補給事業者代理人）

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金に係る変更については、次のとおり承認したので、大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 補給事業者

2 交付決定年月日及び通知書番号

年 月 日  
第 号

3 変更後の交付決定額

利子補給金		円
内 訳	令和 年分	円
	令和 年分	円
	令和 年分	円
	令和 年分	円

利子支払完了報告書

大分市長

殿

（補給事業者代理人）

所在地

金融機関名

代表者名

（店名 ）」

委任者である補給事業者について、 年における利子の支払を完了したので、大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 この報告を行う年度
- 2 委任者である補給事業者及び支払金額 別紙一覧のとおり

大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る  
利子補給金額確定通知書

（補給事業者代理人）

殿

大分市長



年 月 日付けで報告のあった大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金について、 年分の額を次のとおり確定したので、大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金交付要綱第11条の規定により通知します。

- 1 額の確定を行う年度
- 2 補給事業者及び確定額 別紙一覧のとおり



大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る  
利子補給金交付請求書

大分市長

殿

（補給事業者代理人）

所在地

金融機関名

代表者名

（店名

）

委任者である補給事業者が交付の決定を受けた大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金について、委任者である補給事業者を代理して、大分市中小企業者に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る利子補給金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| 1 委任者である補給事業者及び交付請求額 | 別紙一覧のとおり |
| 2 振込先                | 別紙一覧のとおり |